

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

予算委員会は久しぶりでございまして、決算重視の、私、参議院ということで、今決算委員会で審議をしておりますが、早速、総理、決算という意味では、四月の終わりに総理はこれで四年という任期を実は経るわけでありましてけれども、その四年の間に一体我が国どうなったのかなというのを一覧表にしたのが一番上の表でございます。(資料提示)

実はこのいわゆる表でございまして、これはよく見慣れた数字じゃないかと思いますが、これ見て、本当に、総理、四年間の間に良くなった良くなったとおっしゃるけれども、この日経平均の株価なんか見てもいまだに一万四千元も回復していないわけですね。さらに、勤労者の世帯実収入、今日、割とこの問題も出てまいりますけれども、これも下がっている。もう実収入で下がっているわけですね。あるいは銀行貸出しなんかもう六十五兆下がってきている。名目GDPに至っては十一・九兆も、これはデフレのせいなんですか、出ていますし、国と地方の長期債務も六百四十二兆から七百四十兆、約百兆円近く伸びているわけですね。

そういう意味で、このいわゆる四年間を振り返ってみて、どうもこれは合格点をあげられないんじゃないかなというふうに思っているわけでありまして、しかし、今日は税と景気の問題を中心にして議論をするということでございますから、税の方をちょっと話してみたいんです。

総理、四年前に私ここで、予算委員会ですぐ質問に立たせていただきました。そのときおっしゃったことで強烈なイメージがあるんですよ。あっ、これはすごい、やったらすごいただろうなと思ったのは道路特定財源の一般財源化、廃止をして一般財源。これ、どうなりました。

内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、道路だけでなく一般財源化も検討しようではないかという中で、かなり道路だけでなくほかの面に使われるようになるように措置いたしました。

今後この見直しというのは続けていくべきだと思っておりますし、細かい議論はいたしませんけれども、暫定税率の問題、あるいはこれを一般財源にした場合の現行の税収の問題、いろいろ絡んでまいります。ですから、道路特定財源を道路だけに限らないで、いい方向に対しては今後とも私はよく検討する必要があるのではないかと考えております。

峰崎直樹君 これは小泉改革の象徴だと思っているんです。言わば道路以外にも使っていますよ、それは道路に関連した歩道橋だとかあるいは高速道路の入口のところとか。要するに、いずれにせよ広い意味で言うとそういうところにしか使われていないんですよ。

幾ら金額があるか。約三兆円あるんですよ、これだけのお金がもう道路を造るために

だけ。私、道路が要らないと言っているんじゃないんですよ。道路を造るためにだけ使われているということ、これは小泉総理ならここにメスを踏み込んで、そして一般財源化するに違いない、もちろんいろんな暫定税率の問題とか全部分かっています。そうじゃなくて、後で今日は財政問題、先ほど泉議員からもあったように大変深刻な財政状況でしょう。こうした中で手付かずの三兆円財源が特定財源としてずっと残り続けている。何の改革もなされてなかった。何のと言ったら、これきっと、いや、やったよと。金額的にはわずかですよ、一千億にもなってないです、三兆円の中の。これが小泉内閣の改革をやったやっただと言われているものの私は中身じゃないかと思うんですよ。

その意味で、まず税の問題を考えると、この四年間考えたときに、この問題についてはほとんど改革らしい改革は進んでなかった、こう私は言わざるを得ないと思っています。その点、何かありますか。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） そういう点も含めまして、今後、税制改正の中で議論していかなくちゃならない問題だと思っております。

峰崎直樹君 じゃ、政府税調の中でそういうことを議論してくれとか、与党税調の中でやれとか、そういう議論が、じゃ去年ありました。ないでしょう。やってません。もう頭の脳裏から消えているんですよ、私の思い込みかもしれません。

そこで今度は、今日はそのいわゆる消費税の問題なんですけれども、先ほどずっと消費税の話の話を聞いていて、私、最近総理少し変わってきたかなと思ったんです。でも何かやっぱり変わっていないのかなと思ったりするんですが。

なぜ消費税は自分の在任中は上げないんだと。これ、私は理由は、総理の発言をずっと聞いているときの、理由は何かとずっと一貫して聞いていたら、これを上げると言ったら行政改革がとんざしてしまう、改革がとんざしちゃうからだと、こういうことをおっしゃったわけです。ああ、そうかと、こう思っていたわけです。しかし、そうであるなら、今年実はこの税制改革の中でいわゆる定率減税の二分の一を廃止するというのは、もうこれは消費税まではいかない、消費税は1%で二兆五千億だと。まあ一兆二千、半分ですから、所得税で言えば一兆二千五百億、地方税入れれば約一兆八千億円ですか、これぐらいの金額ならまあいいから、そこでその定率減税の廃止をまあよっこいしょと挙げようかなと。これ、行政改革は進んでいるんですか。行政改革が進んだからもう議論していいですよということになっているのか、それとも、この一兆二千五百億、平年度に直したらですよ、それからこれを二年間にわたって元に戻すとすれば、国税で二兆五千億、地方税で八千億、三兆三千億円という財源があるわけですね。

これ、どういうことなんだろうかね。その辺りをちょっと説明していただけませんか。

国務大臣（谷垣禎一君） 平成十一年にこの定率減税を入れましたとき、この定率減税入れたについては二つあったと思うんです。一つは、当時の非常に低迷した景気状況、何とか底入れをしなければいかぬということがございました。それから、やはり所得税については将来見直す必要があるんで、抜本改革をする必要があるんで、それまでつなぎの措置としてやろうということがあったわけでございます。

それで、景気に関しましては、これは当然いろいろ御議論、委員と私と認識が同じかどうか分かりませんが、当時のその厳しい低迷した状況から比べますと、不良債権処理、それからそれと裏表にある産業再生等々も進んでまいりまして、今、バブル崩壊後、企業の有利子負債の率も一番低いところまで来ているという状況がございます。

それからもう一つ、これは今おっしゃった行革とも関連するわけで、まあ行革と言うとちょっとあれかもしれませんが、やはり地方分権等を進めていく中で三位一体改革をしていく。そのための税源移譲はどうしても所得課税、基幹税でやろうということになって、所得税から地方住民税へという形で今構想しているわけでありましたが、それをやりますと所得課税体系を抜本的に見直さなきゃならない。その言わば過程として、まあこれはいろいろ今の景気の認識もございますけれども、一年間で一遍に元に戻してしまうといろいろ障りもあるだろうと。だから半分ずつやっていこうということでまあ本年、それから、本年提案をさせていただいているのは今年だけですが、来年も引き続き私はお願いして、全廃に持っていかなければならないと私自身は考えておりますが、そういう形で、そういう形で三位一体のその税源移譲につなげていこうと、等々いろんなことがあるわけでございます。

峰崎直樹君 総理、今財務大臣が答えていただきましたが、その前に、もう日本経済は、九九年の小渕内閣のときの、もちろんあの状況と変わっていることは間違いありません。もう日本経済は、負担増をやっても、つまり所得税の定率減税を廃止をしてももう大丈夫だ、こういう増税の方向にかじを切り替えても大丈夫だ、こういう判断をされたんですね。そのことをまず伺いたい。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） これは税制にしても予算にしても全体を見なきゃなりませんし、結論から申し上げますと、消費税を上げるよりもこの定率減税、財政状況を考えて、今回の定率減税、来年一月から上げた方が経済に与える影響は少ないと思っております。

そして、財政状況全体を考えると、このまま減税を続けて国債発行を増やすか、それぞれ議論があると思います。国債を減らすということに対して、経済に対してマイナスの影響もあるのは事実であります。また、公共事業を減らして経済にマイナスがあるのも事実であります。どの程度を減らせばいいか、どの程度を抑えていくか、減税がどの程度効果があるか、総合的に判断しなきゃなりません。

そういう中であって、私は、財政の状況と経済、景気をにらみながらこの税制を考えますと、定率減税、これは三兆円、約三兆円を超えますが、それを一挙にやるわけじゃないんです。景気の状況を見ながら、まずは二分の一縮減に入って、そして今後の経済状況というのは今年の暮れによく見極めようということでございます。

峰崎直樹君 総理、今おっしゃられた中で、自分は消費税よりも所得税の方を上げた方がいいと思うとおっしゃいましたよね。今、おっしゃいました。それは非常に一つ物すごく重要な論点だと思うんですよ。

消費税と所得税の定率減税、元に戻す話、どちらを選んだ方がいいのか。経済に与える影響ももちろんあるでしょう。所得の環境に与える影響もあるでしょう。所得税の戻しを、減税をやめるとというのは、所得税を払っているのは、払っている世代だけなんです。所得税を払っていない人も含めて消費税の場合はもっと広いです、課税ベースは。

そうすると、その違いを、所得税の課税ベースの狭いサラリーマン層を中心にしたところだけにこの際負担を求めていこうという根拠は何なんですか。これ、まず、駄目だよ、財務大臣が答えちゃ駄目です。総理が言ったんですから、総理。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） 消費に与える影響は、消費税を上げた方がはるかに影響が大きいと思います。

峰崎直樹君 そういう、それは、消費税を上げればそれは消費に与える影響はあるかもしれない。だけれども、これ、私、九七年の上げるとき知っていますけれども、九七年の上げる前には、消費税が上がるぞということで駆け込み需要が入ってくるんですよ、どどど。その後一時的に、たしか第二・四半期ぐらいまでですね、下がりました。また元へ戻りましたよ、消費に与える影響という点では、むしろこれは、将来的に言えば、所得に対する課税よりも消費に対する課税をした方が経済に与える、成長に与える影響はむしろその方が好ましいという意見もあるんですよ。

それなのに、なぜここで、いや消費税を上げたらまずい。そうじゃなくて、思い込みがあったんじゃないんですか。消費税を上げたらこれは大変だと。そのことが実は私、今、はしなくも出てきて、いや、こちらの方がいいんだとか選択判断されたわけですよ。私は、その判断が、私はもっと、消費税の上げがいいのか、それとも定率減税を元へ戻すのがいいのかをなぜいわゆる党内でもあるいは政府税調でも国会でもどうしてそのことを議論されようとしなかったのか。いや、駄目ですよ。そのことを教えてください。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） いいことを聞いてくれました。私はその議論を十分したんです。民主党は消費税を上げた方がいいというのは、これは分かります。しかし、私は今の状況で消費税を上げる環境にないと判断したわけです。そういう中で、財政状況を

よく考えなきゃいけない。このまま現状を続けていって更に国債を増発した方がいいのか、これはそうとは私は取りません。限られたいろいろな税の対象の中で一つの選択肢であります。

はっきり申し上げますが、今消費税を上げるより、定率減税、まだ、来年一月から三月まで約千七百億円ぐらいですから、増収は。私は、消費税を上げる環境にないし、そうだったらば財政状況を考えてどこに増収策を講ずるか、一つの選択でございます。

峰崎直樹君 今、私は、比較して議論したんですか。総理の頭の中ではしたかもしれません。だけれども、政府税調の中あるいは党税調の中で与党の税調の中でそれが十分議論されて私たちの前に出たとは、公開されている限り我々は知りません。

その意味で、私はどうしてもそこところは、これ今日もう時間がありませんから、これ以降はまた財政金融委員会で財務大臣ともやりたいと思いますが、どうしても総理、今回、定率減税を廃止した方がいいとおっしゃっていますよね。じゃ、こここのところに行きましょう、ポイント移しましょう。

そうすると、もういわゆる定率減税を外しても大丈夫だと。経済は、多分おっしゃるところは、もう時間がありませんから私の方から言いましょう。輸出が伸びてきて、設備投資が上がってきて、だんだんとそれが雇用にも広がってきた。多分そのことによって日本の経済は、不良債権問題も脱却できつつあるということで、いわゆる順調な回復軌道に入り始めた、こうおっしゃっている。

さて、そこでお聞きします。今日は日銀総裁お見えになっておりません。昨日、実は日銀総裁とも懇談の場が民主党ありましたんで、私も出席をさせていただきました。その中身のことをここでしゃべるつもりはありません。ゼロ金利状態ですよ。デフレからの脱却、どうなっているんですか。この二つの問題を考えたときに、このゼロ金利状態であるがゆえに家計部門の預貯金の九三年から二〇〇二年までの間の得べかりし利子所得がどれだけ削減されたのかということについては、日銀総裁が衆議院の私どもの岩國議員に対する質問で答えました。百五十四兆円ですよ。これだけの家計収入が、本来得べかりし、これは恐らく前提条件がいろいろあるんだろうと思うんですが、そのことによって入ってきていないということが一つ。

もう一つあります。デフレですね、まだ。デフレは脱却したとは言えませんね。これは後でまた答えていただきたいと思いますが。

そうすると、デフレの原因というよりも、私はデフレのいろんな様々な資料を読んできました。そうすると、これは赤羽隆夫という、景気探偵団と、こう称されている大学の先生いらっしゃるんですが、この方が、要するに労務費コストが、いわゆるユニット・レバー・コストと正確には言うんでしょう、そのいわゆる、いわゆる労働条件、まあ賃金ですね、賃金を中心とした労務費、これのいわゆる下がり方がデフレの下がり方と全く同じだと、こうおっしゃっているんです。

そうするとですね、我々は、今考えなければいけないのは、このユニット・レーバークロス、すなわち働いている人たちの雇用、賃金、ボーナスもちろんそうです、これらの総計としてのいわゆる労務費がどんどんどんどんの間ずっと下げられて、まあ最近では上がってきたというふうにおっしゃるかもしれませんが。

パネルをもう少し見ましょう。(資料提示)

ちょっと見ていただきたいんですが、「消費と雇用者報酬の推移」ということ、これはちょっと消費が入っていますけれども、また別の観点で言おうと思ったんですが、こういう観点からしても、どうも働いている人たちが一番苦労して、働いている人たちのいわゆる賃金やいわゆる労務費コストがどんどん下がっていることがデフレの結び付いているのではないのでしょうか。であるとすれば、そこに一番負担の掛かるところの、このいわゆる所得税のサラリーマン層に集中的に掛かるところの人たちのこのいわゆる減税になぜ焦点を当ててそこを引き上げようとするのでしょうか。この点についてのちょっと説明をお願いしたい。いやいや、これは総理ですよ。

内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、定率減税は当時の景気状況を考えてやったものであります。

やはり景気が悪いときは公共事業を増やして減税をするというのがなかなか効果を発揮してこなかった。だから、私は構造改革なくして成長はないということで、逆に公共事業を増やさないで減らしてきた。そして民間の活力を発揮させよう、不良債権処理をしようということで、従来手法とは違ったやり方で民間が意欲を出した、そのおかげで税収も増えてきた、景気も緩やかな回復基調に乗ってきたということがありますので、一概には論じられませんが、私は、先ほど申し上げましたように、消費税を上げろという理屈は分かります。しかしながら、消費税1%上げますと、これは二兆五千億円です。で、定率減税は景気対策として異例の措置としてやりましたけれども、私が今回、定率減税の分は十八年度の一月から三月まで、先ほど申し上げましたが、約一千七百億円程度であります。消費税の1%、二兆五千億から比べると、これは消費に与える影響というのははるかに小さいのではないかと。そういう点を考えて今回はやったし、これもう全部廃止しろというお話ですが、全部じゃないんです。これは今年景気状況を見ながら、あとの半分は今年の暮れによく景気状況、経済動向を見ながら判断しようということでもあります。

そういう観点から、これからもデフレを克服していかなくちゃならないということも当然であります。これは確かに雇用者の所得あるいは消費の動向に今後大きな影響を与えていくものですし、これから将来、年金の問題も議論をする際にも、このデフレを克服するという重要性は当然でありますので、この点についても十分配慮が必要だということは、御質問の趣旨、私も理解しているつもりでございます。

峰崎直樹君 今日片道じゃないので、申し訳ないです、集中的に議論させていただい

て、また後でまた答弁願いたいと思うんですが。

総理、私どもも直ちに今その財源づくりのために消費税を上げろと言っているんじゃないんですよ。何のためにこの一兆二千億、平年度、まあ来年度は一月から三月までだから短いかもしれませんが。何のために使うのかということは、またこれは後でちょっとお話をしたいと思っているんですが。

総理、やっぱり政府側も今の景気に対してやはり判断するときに、いや、自信持っていない証拠だと思うんですよ。半分なんですよ。半分なんですよ。景気に対していろんな形で判断をされたわけですね。今うんとうなずきました。

じゃ、聞きます。ここに、お手元に資料を渡しました。この資料は四つ、日本総研というところが作られた、七ページでございます。

今回のいわゆる一兆二千億、これは平年度に直してどのぐらい減税するのかということ、所得階層別に影響があるのかを夫婦子供二人世帯、まあこれは多分片働き世帯ということで余りこれもモデルにならないんだと思いますが。ごらんになって一番、図表の五が、見ていただくように、きれいに、これはまあ比例でありますからそうなりますよね。三百万円以下のところは掛かりません、減税、税を払っていないわけですから。ところが、千二百五十万円以上の所得の方は、課税所得ですが、これは十四・五万円の減額になる。

その六を見てください、図六。この所得階層別の限界消費性向。すなわち、所得が一単位上がったらどのぐらい消費に回すかと。一番消費に回しているのは八百万円層ですね。高額所得者は、千二百五十万あるいは一千万、これらの層は〇・二から〇・四あるいは〇・五ですよ、半分しか回さない。

そうすると、図表七にこれを二つ掛けてください。一世帯当たりの消費減少額は一体どのぐらいになりますか。一番これはどこが重たいかということを書いているわけです。九百万円層、七万八千円。それから、八百万円層、六万四千円。こちらの方、中堅的なところが一番苦しんでいるわけですよ。マクロのベースでこれを、その数がいろいろありますから、どのぐらいの消費が減少するかということを見てみると、こういうふうにやや一千万のところ少し上回っていますけれども、一千二百五十万の高額所得者のところは極めてこれ低いわけですよ。

であるならば、なぜ高い税率の、すなわち高額所得者の方々からまず、じゃ半分減らそう。半分といたしますか、最高税率三七%、最高、次の税率が三〇%、この高い所得を得ている人からまずやったらいいんじゃないですか。消費に対する影響力はそれは少ないんですよ。そういう配慮も何にもしないで機械的にぱつとやっているんですよ。

これ、総理大臣、どう思われます。ああ、そう。

国務大臣(谷垣禎一君) 今の峰崎委員の御議論からいきますと、恐らく取るべき道は、平成十一年のときに定率減税だけではなくて所得税の最高限も引き下げたではないかと、法人税率もあるとき引き下げたではないかと、そちらの方をいじらずに定率減税だけをい

じるのは本末転倒ではないかという多分御趣旨だろうと思うんですね。

ただ、この点は、やはり定率減税を入れた理由と所得税、法人税の最高限を下げたという理由はやっぱり若干違いまして、やはり、何と申しますか、国際化とかそういうのが非常に進んできている中で、法人税も当時、当時のあれは、ちょっと今数字、記憶が定かではございませんけれども、とても企業の国際競争力も維持できないであろうと。それから、当時はたしか所得税と、所得税は地方税合わせますと六五%だったと思いますが、それもなかなか働く意欲が出ないだろうと。やっぱり、国際化や何かが進みますときに、やはりある程度その働く意欲を引き出す必要があるだろうという形でやったわけでございますので、言わば構造変化に対応する税制を先取りしたということではないかというふうに考えております。

定率減税は、御承知のように一律二〇%カットしたのは、これは正に当時の景気状況を下支えしようということでありましたので、現在、じゃ、所得課税いろいろ課題を抱えておりますけれども、どこをいじるかということになると、まずその定率減税のところをいじろうということになってくると。

私どものその物の考え方、発想はそういうことございまして、最高限を下げるというところは、当時の担当大臣は宮澤大蔵大臣でございましたけれども、まあこれから先へ行ってもなかなかこれを元に戻す環境ではないだろうという趣旨の答弁をしておられたと思いますが、私もそのように認識しております。

峰崎直樹君 財務大臣ですね、九九年の改正のときに法人税も下げましたよね。私は、これは分かるような気がするんです、それは国際化ですから。そうすると資本の移動というか、会社が自由に動いていくということは、これは十分あり得る。

この点について後でまたお話ししますが、そうじゃなくて、私、今所得税のことを言っているんですが、先ほど、お話を聞いていると、所得の、いわゆる所得再配分の機能を高めていきたい、機能を高めていきたいとおっしゃったんですよ。私ども民主党はそのときはこの案に反対しましたよ。私、提案したから覚えている。どういう案を出したか。税率を五〇%から、国税ですよ、一〇%までを全部八掛けでいきましょう、当面。四〇%、三二%、二四%、一六%、八%。あなた方の方はというんですね、最高を、四段階にしちゃったわけですよ、一番上を取っ払っちゃった。

ちなみに聞きますけれども、累進度の高い所得税を中心にして運営していると言われていたアメリカは依然として五段階ですよ。先日もアメリカへ行って調べてまいりました。三九・六%でした。その意味で、しかもこれは総合課税です、原則として。極めてその再配分機能が高まっているわけです。もちろん納税者番号制度入っていますよ。社会保障番号制度も。

そういう中において、あっ、そうかと、基幹税としての所得税をもう一度機能アップしようというのであれば、あの四〇%から、五〇%を四〇%に下げた、あの評価は、本当に

この評価によって、このことによって人々のやる気というところの問題に結び付いたんですか。そのことのいわゆる実証というのはやられているんですか、財務省で。そういう統計的なデータはあるんですか。

国務大臣（谷垣禎一君） そのような統計的なデータはないと思います。やはり全体の中で我々は判断しているわけでございます。

峰崎直樹君 私は、アメリカのある学者から、スタイモンというあの有名なあの税学者ですけれども、この方が東京大学のある先生を通じて、日本の税制改革というのはこんなお粗末な資料でもって判断しているのか、こういうことであります。

一体、これ五〇、最高税率五〇%を一〇%下げるんですよ。しかも、高額所得者、いわゆる一億円を越すような所得の方々ですよ。こういう、これも分からないんですよ、何人、そのぐらいいらっしゃるのかということも分からない。スーパーリッチの研究というのは後れているんですよ、日本では。そうした中で、この一〇%を下げたことが一体全体その労働意欲や勤労意欲にどんな影響があるんだろうかということの、私は寡聞にしてそのいわゆる調査というのは聞いたことがないんです。

学者の方々も、中には、いや、税が重くなればやる気を失うよ、いや、税が軽くなればやる気を起こして、そして経済が活力が出て、そしてむしろ減税した方が税収が上がるんだよという、有名なレーガンのときのラフターカーブというのが私ありました。完全にあれは私は間違いだったと思いますが、レーガン二期目の税制改革は私評価している。

そのことちょっと別にして、それをしっかりと論証もしないで、これだけ格差が開いた開いたと言われている社会で、一体、そのことに対する何のいわゆる論証もなくしてこうして答弁席に立たれて、私はこれは財務大臣として無責任じゃないかなと。分かりました、しっかりとこれはこれからはそういう調査をやりましょうと。そのデータも足りないから、いわゆるその統計データをつかむためにも私は番号制度というのは必要なのかなというふうに思っている一人です。

その点、総理、今聞いておられて、どうですか、この間のやり方に、余りにも高額所得者だけが、私はそれを優遇するなと言っているんじゃないんです。余りにもそれが優遇され続けてきたんじゃないんですか。

この間、配当所得が軽減されました。配当所得。私は残念なことに株持っていません。高額所得者の中には配当収入の方がフローの収入よりも多い方がおります。この税収入が相当私は落ち込んできているのではないかと考えています。もちろん、それは減税の効果は非常に大きかったと思うんです。

そういうことを考えたときに、この間の税制改革で一体所得階層はどのように大きく変わっていったのか、そのことが今日の社会の中でどんな影響をもたらしているのか。後で教育の問題触れると思います。何にもデータがなしに、このような形で、いや、消費税よ

りも所得税のその戻し税がいいですよ、こんなこと言えた義理じゃないじゃないですか。どうなっているんですか、それ、本当に。

国務大臣（谷垣禎一君） 確かに、委員おっしゃるように、どういう影響があるんだというのは私たちも把握したいと思っておりますけれども、（発言する者あり）いやいや、やんなさいとおっしゃいますが、例えば税率の引下げがそれぞれのその経済主体に、それは個人にどういう意欲を与えたかというのを定量的に把握するのはなかなか私は難しいことだと思っております。それが、今おっしゃったように、その納税者番号を入れれば把握できるかどうかというのはまた別のことだと思います。

それから、確かに私も、いろいろジニ係数等々のいろんな議論がございますので、そういうものは拝見しながら物事を考えているわけでございます。

国務大臣（竹中平蔵君） 経済分析を担当する立場から申し上げさせていただきます。

例えばアメリカ等々でそういう税の研究があるというのは承知をしております。しかし、例えばレーガン税制の政策効果というのはいつ定着したか、これはやっぱり十年ぐらいたってから分かるわけですね。その意味では、これは努力、私たちいたしますけれども、これはやっぱり二年、三年では出ないものだと、これはやっぱり御理解をいただかなければいけないのだと思います。

もう一つやはり、しかし税に関してこれはやっぱり一種の、一つの常識のようなものがありまして、これは極端なことをちょっと申し上げますけれども、税率一〇〇%だったら労働意欲ゼロですよ。ですから、税率が高くなれば労働意欲が下がるというのは、これは当然のことながらある種の常識として私は受け入れられているのではないかと思います。そうした点も踏まえて判断をすべきだと思います。

峰崎直樹君 いいですか。竹中大臣にも別に私もう反論してやり取りを、もう時間ないんです、やりませんが。

税率の高さがいわゆる労働意欲にどう与えるかということについての実証的な研究はあるんですかということを知っているんですね。そのことが、例えば今日の新聞にも載っておりますですね。ITの競争力、上位に来ているところ、どこですか。スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、こういった国々は高いですよ、国民の負担率と言われているものが、税や社会保険料。そういう形で国を養ってやっていこうという合意ができているところもあるんですよ。

そうすると、いや、アメリカのようなやり方もあるかもしれない。ところが、アメリカのやり方にはきっとまたアメリカのやり方なりの規制や、これはまた証券市場の問題で少し触れたいと思っておりますけれども。

そういう意味で、私が言っているのは、そういういわゆる高率、いわゆる五〇%を四〇%

に下げた、そのことの是非の問題を論議するときに、そういうことがいわゆる働く意欲を向上させるという点で大きな効果があったかどうかということのしっかりとしたその論証なり分析なりテーマなりをやっぱりやってもらふ必要があるんじゃないかと思うんですね。

これは時間もありませんので、問題提起としてしっかりと受け止めていただきたいんです。これはもう何回も私、財政金融委員会で質問させていただいたところでございます。

さてそこで、これからの景気の問題の中で一つお聞きしたいことがございます。

ちょっと不安なことは、この間の日本経済がいわゆる向上していったというのは、内的な要因というのは、多分様々な雇用、過剰雇用を削減した、過剰投資を、過剰設備をどうした、過剰な借金をどうした、こういうリストラをやっけていった、このことは間違いないと思う。だけど、分岐点として出てきたのは外需ですよ。中国であり、アメリカだった。恐らくこれも今年は順調にいくだろうと言われているんですが、総理、私ちょっと心配なデータを先日見付けたわけでありまして。

ページ数でいきますと五ページになりましょうか。ごめんなさい、五ページじゃないですね、もっと下かな、六ページですね。六ページを見ていただきたいと思います。テレビを見ている人には申し訳ないんですが。

これは主要国の外貨準備と経常収支を調べたものです。やや黒っぽい字でございますので、外貨準備、日本は二〇〇四年末で、九月末ですが、八千百十二億ドル、随分ためたものですね。そして、二〇〇〇年から二〇〇四年までに増加をした日本の外貨は四千六百四十億ドル。約、何兆円でしょうか、五十兆です。このいわゆる二〇〇〇年から二〇〇四年、五年間の間に約五十兆、これは全部、次の右の方を見てください。対米証券投資、財務省証券と政府機関債、日本は四百六十三・六、ほとんど一〇〇%行っているんですよ。

お隣の中国、中国も最近はずごい。今、外貨準備、この増加額三千四百九十億ドル、約、日本円にして四十兆円近い。そのうち、アメリカの財務省証券と政府機関債を買っているのは半分でしょう。千七百五十九億ドル。アジアを除く、ごめんなさい、日本、中国を除くアジア、三千七百四十二億ドル、これでアメリカの財務省証券や証券投資をやっているのは千五百十二億。

これ見て、アメリカの双子の赤字を支えているのは日本だ、いやアジアだ、中国だと言われてきたけれども、昨今では一度ドルペックしていますから、中国などは。当然のことながらこの黒字分を一度ドルに替え、そしてそれをユーロに替えている、日本の円国債を買っている、こういうふうに危険分散をやるんじゃないんですか。日本はなぜこれ、危険分散をやらないんですか。もうだんだん危なくなっているんじゃないんですか。ドルがこの調子だと危ないんじゃないのか。

先日アメリカ行きましたけれども、いや、そんなことないとおっしゃっている方はかなり大部分でしたけれども、この危険性を通常はよく、卵は一つのかごの中に全部入れちゃ駄目だよ、こう言いますよね。日本のためている外貨を一つのかごの中に入れたら危険じゃないか、そう思いませんか。そういう意味で、ここのドルに対するいわゆる不信、これ

はいつ起きても不思議ではないんじゃないかというふうに思えてならない。

総理、これは総理に聞きます。このようなリスクを分散しないでドルだけにこの証券投資をしている、財務省証券を投資していることについて、何か御意見ございませんか。危機感ありませんでしょうか。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） 投資先を分散するという事は、これは必要だと思います。同時に、何が有利かと、何が安定性かと、総合的なことを考えていかなきゃならないと思っております。

峰崎直樹君 何だか何の説明にもなっていない。今日はテレビで放映されていますから、日本の国民もそうだ、投資家もみんな見ているかもしれない、そういう意味で恐らく慎重に発言されたのかもしれない。しかし、どう見てもこの状態は、私は、やっぱりもう少し我々もリスクに対して敏感になる必要があるんじゃないのかというふうに思えてならないわけです。

さて、もう時間、次のバッターと交代しなきゃいけませんから、もう時間持てなく、少なくなりましたけれども、納税者番号のことについてお聞きしたい。

総理、納税者番号やっぱり必要だというふうに思われますか。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） 納税者番号という言葉が独り歩きしますけれども、どの程度まで導入するかという問題、具体論に私は早く入った方がいいと思います。できれば、納税者番号というのはやっぱりこれからの将来必要だと思っておりますが、今後、これから協議、与野党入るということでありますので、具体論から入っていくとちょっと、ああ、納税者番号とはこういうものかということについて国民が分かりやすくなるのではないかと。人によって納税者番号の理解の仕方が違いますし、またどの程度までやるかによっても、国民の理解を得やすいか得にくいかというのは違ってまいります。そういう点について、私は早く具体論入っていただきたいと思っております。

原則としてですよ、これからの所得等把握する際には納税者番号は必要であろうと私は理解しております。

峰崎直樹君 総理、私、そういうことを総理大臣からこのテレビの場で聞こうと思っていないんですよ。何のために必要なんですか。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） それぞれの所得等あるいは給付と負担の問題、把握しないと、所得を課税する場合にも給付を得る場合にも負担をする場合にも問題が出てくるということから、正確な国民の所得等に対して把握していく必要があるということについては、納税者の番号制度を導入が必要じゃないかということは前々から議論されておま

すし、議論されながら今日まで導入されていないということは、それだけ非常に難しい問題があるわけであります。

今後具体論入っていくうちにいかに難しいかというものもよく分かってまいりますので、そういう理解した上で、じゃ、どの程度まで納税者番号を導入しようかという議論が盛り上がっていくのではないかと考えております。

峰崎直樹君 今、年金問題で、その三党合意を始めとして、いよいよ論議に着こうかというような準備でやっているところですから、多分そのことを意識されているんだと思うんです。私は、今の日本のこの所得把握の不正確性、あるいは正確でないこと、これは不公平だと思っております。それは所得税の把握においても不公平かもしれない。これはどうか、このことを、どのくらい不公平なのか分かりません。

尾辻厚生労働大臣、社会保障というか福祉の分野で今これから子育ての問題が起きたときに、公立保育所に入れる、そうすると、公立保育所では、あなたはどのくらいの保育料になるかというときに、何を持ってこいって言います。ちょっと質問して、通告してませんでしたか。

国務大臣（尾辻秀久君） 公立保育所、まあ民間における保育所でも、基本的には認可保育所においてはそうでありますけれども、保育料は保護者の所得に応じていただくことになっております。

峰崎直樹君 今、保育所の話をしました。それだけじゃないですね。いわゆる公共住宅、市営住宅、あるいは様々、住宅ございますよ、県営住宅。これに入るときも一緒。

文部科学大臣、今日お見えになっていますが、私が学生のころに特別奨学金というのがありました。当時は九千円だったか七千五百円だったか覚えておりませんが、非常にまだ低い。払わなくて、これは戻さなくてよかったんですよ。申請しました。私はどうもサラリーマンのせがれだったせいか、全部これは落とされました。

竹中大臣は私、大学一緒ですけども、大学に入るときに寮に入れるだろうと思った。これも所得税、所得証明持ってらっしゃいと。はねられました。入れませんでした。入れました。ちょっとあれは私的な話ですからあれですが。

要するに、何の話をしているかという、もう既に、大変な所得がどうつかまれるかということに、正確につかまれなければ大変な状況が起きてるということを私は言いたいんですよ。

そして、将来、私は消費税が上がるだろうと、上げなきゃいけないだろうと思ってるんです。上げたときに複数税率制を取る必要があるだろうというような意見もあるんですが、私個人は、民主党としては、できればこれは戻し税でやった方がいいと。食料品が非課税だとなると、食料品の範囲はどこになるんだと、昔の物品税の世界へ戻っていくんです、

また。そうすると、これはほとんどぐじゃぐじゃになっちゃうんですね。そうすると、戻し税でやらなきゃいかぬとした場合に、じゃ一番困っている人に返さなきゃいけない、その困っている人はどこにいるんだろうか、これがかめないんじゃないんですか、今。

だから、私たちは番号制というものはすぐに利くかどうか分かりませんよ。私は、直ちにいわゆる所得の、収入支出を全部つかめると思ってないんですが。そういう意味で番号制というものは、国民の皆さんに、税金を取るためのものだけじゃないんですよと、自分たちがこの社会の中で公正な生活を、公平な生活をしていくためにはどうしても不可欠なものなんですと、安心、安全のために必要なんですよということを私はしっかり訴えていかないと、またグリーンカード制と同じようなことになっちゃうんじゃないかなというふうに思えてならないわけであります。これまた是非議論していきたいと思いますが。

その意味で、まだたくさん質問残して、本来であればライブドア問題を含めてお聞きしたいと思ったわけでありますが、私の質問は主として今日は税を中心にとということでありました。小泉首相と税のお話をさしていただき、関係大臣には大変申し訳なかったんですが、是非これからも改革に我々も努めていきたいと思っておりますので、次の鈴木議員に交代したいと思います。